

高崎健康福祉大学農学部と群馬県立伊勢崎興陽高等学校との  
高大連携事業に関する協定書

令和4年3月16日

高崎健康福祉大学農学部（以下「甲」という。）と群馬県立伊勢崎興陽高等学校（以下「乙」という。）は、相互の教育に係る連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の信頼関係に基づく連携を通じて、高校生が自らの視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学が求める学生像及び大学の教育内容への理解を深めるため、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るための事業（以下「高大連携事業」という。）に取り組むものとする。

（高大連携事業の内容）

第2条 高大連携事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲から乙への講師派遣
- (2) 甲の授業への乙の生徒の受け入れ
- (3) 甲による各種講座への乙の生徒の受け入れ
- (4) 甲が実施する高大接続教育への乙の支援
- (5) 甲乙の実施する課外活動などにおける交流活動の実施
- (6) その他、甲乙が協議し同意した事業

（有効期限）

第3条 本協定は協定締結の日から発効し有効期限は、令和5年3月31日までとする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから更新しない旨の申し出がない場合には、更に1年間更新し、以後も同様とする。

（事故責任）

第4条 甲又は乙に所属する教職員等が、本事業に係る事業に参加している際に発生した事故については、当該構成員の所属する機関が責任を負うものとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定書は2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

群馬県高崎市大類町54番地  
高崎健康福祉大学農学部長

群馬県伊勢崎市上泉町212番地  
群馬県立伊勢崎興陽高等学校長

署名

大政謙次

印

署名

齋藤利昭

